

国土審議会第八回首都圏整備分科会 議事録（案）

平成16年7月30日（金）

【小橋大都市圏計画課長】 お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから国土審議会第八回首都圏整備分科会を開催させていただきます。私は、本日の事務局として進行を担当させていただきます、大都市圏計画課長の小橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、国土審議会首都圏分科会の委員及び特別委員総数19名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただいております。委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところ出席賜りまことにありがとうございます。

まず最初に、本日の配付資料でございますが、お手元の資料の一番上に「国土審議会第八回首都圏整備分科会 議事次第」と書かれた紙がございます。本日の議事と配付資料の一覧表となっておりますが、もし議事の進行中に、万が一、資料の不足等ございましたら、途中でも結構でございますので、随時事務局までお申しつけください。

次に、議事に先立ちまして、前回の分科会開催以来、新たな委員の就任がございますので、ご紹介申し上げます。お手元に委員名簿をお配りしてございますが、それをご覧いただきたいと思います。今回は、国会議員であります委員5名、地方公共団体の長であります委員1名、計6名の委員の方が新たに就任されております。

平成15年12月3日から委員に就任していただいております、衆議院議員でいらっしゃいます桜田義孝委員でございます。

平成16年6月4日から委員に就任されております、衆議院議員でいらっしゃいます中山義活委員でございます。

それから、平成16年7月22日から委員に就任されております、首都圏整備促進協議会会長、栃木県知事でいらっしゃいます福田昭夫委員でございますが、本日は代理として須藤揮一郎副知事がお見えでございます。

本日はご都合によりご欠席でございますが、参議院議員でいらっしゃいます保坂三蔵先生が、平成15年10月21日から新たに就任されております。

それから、後ほど出席していただく予定になっておりますが、平成15年12月3日から委員に就任されております大畠章宏委員は、平成15年12月3日から委員に就任されております。同じく、平成15年12月3日から衆議院議員でいらっしゃいます島村宜伸

議員が就任されております。

それでは、ここで議事を杉岡分科会長にお願いしたいと思いますが、その前に、報道の方がいらっしゃるようでしたら、ここで、恐れ入りますけども、ご退席をお願いいたします。

それでは、杉岡分科会長、開会をよろしくお願いいたします。

【杉岡分科会長】 杉岡でございます。それでは、ただいまから国土審議会第八回首都圏整備分科会を開催いたします。本日は三沢国土交通審議官がご出席になっております。ここで三沢国土交通審議官からごあいさつをお願いします。

【三沢国土交通審議官】 国土交通省の国土交通審議官の三沢でございます。首都圏整備分科会の開催にあたりまして、一言ごあいさつと御礼を申し上げたいと思います。本日は委員の皆様方、大変ご多用の中、また大変暑い中をおいでいただきましてほんとうにありがとうございます。日ごろから私どもの国土交通行政の推進につきまして、大変有用な形でご指導、ご協力をいただいております、このことにつきましても改めて御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

さて、委員の皆様方はご案内のとおり、国土計画をめぐる情勢というのは非常に変化をしております、中でもわが国で初めての長期的な人口減少局面への移行、あるいは地球環境問題等、今までと大変異なる社会経済的な背景というものが到来しつつある状況かと思っております。こういうことを踏まえまして、やはり国民が安心して暮らせる、先行きの不透明な社会の不安を解消して、安全・安心、あるいは安定といったものを実現できるような国土の形成を図っていくということが、大変重要な任務であると認識しているところでございます。

とりわけ首都圏といいますのは、今までもわが国の中枢として日本国全体の中でも非常に大きい役割を果たしております、情報とか人材の面でもここに非常に多くのものが集積しているというのが現状でございます。今後もやはり、首都圏がこういう大きな役割を担っていくということは非常に大事なことでございまして、そのためには、今まで蓄積された財産というものを活かしながら都市の再構築を行い、かつ新しい課題、良好な都市の景観の形成であるとか、あるいは自然環境の保全・再生とか、そういった問題にきちっと取り組んでいくということが必要であると考えております。

国土交通行政は、国土政策のみならず、社会資本整備、交通政策、非常に幅広い分野にわたっております、いずれも国民生活に直結するものでございます。そういう意味で、首都圏の発展に今後とも私どもいろんな形で力を尽くしていきたいと考えておりますので、

皆様方におかれましても、引き続きご支援を賜りたいということをお願い申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきたいと思います。本日は大変ご苦勞さまでございます。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。それでは次に、当分科会の運営につきまして、ここで確認をさせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【小橋大都市圏計画課長】 それでは、分科会の運営についてご説明させていただきます。国土審議会運営規則第5条第1項の規程によりまして、原則として、分科会の会議または議事録は速やかに公開するものとされております。本分科会におきましても、議事要旨は即日公開し、議事録につきましても、委員の皆様にご確認をいただいた上で作成し、速やかに公開いたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

【杉岡分科会長】 それでは、これから議事に入りたいと思います。本日用意されました議事は、審議事項が1件と報告事項が2件でございます。

はじめに、お手元の配付資料3-1にございますけれども、「平成16年度首都圏事業計画(案)」についてでございます。この件につきましては、国土交通大臣から国土審議会の意見を求められております。そして、国土審議会運営規則の第7条第1項の規程によりまして、国土審議会から当分科会に調査審議を付託をされております。したがいまして、当分科会におきましてこれからご審議をいただくわけでございます。

それでは、平成16年首都圏事業計画(案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【尾見国土計画局長】 ただいまから「平成16年度首都圏事業計画(案)」のご説明をさせていただきますが、その前に、私、7月1日付で国土交通計画局長を拝命しました尾見でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料の3-2が事業計画(案)になっております。本日は前のスクリーンを用いてご説明させていただきますが、同じ内容が、資料3-3ということでお手元がございます。また、資料の3-4は各プロジェクトの位置を示した参考図でございますので、適宜ご参照いただければと存じます。それでは進めてください。

ご覧いただいておりますのは、首都圏の計画体系でございます。ご案内のように、首都圏の将来像を定めます基本計画、それから根幹となるべき事項を定めます整備計画、毎年度の事業についての計画でございます事業計画、この3つの構成になっているわけでございます。

基本計画でございますが、左側でございますような首都圏整備の現状と課題、これを踏

まえまして、首都圏の将来像について、目標とする社会や生活の姿ということで、わが国の活力創出の場、それから多様な活動のできる社会、環境と共生する首都圏の実現、安全・快適な生活環境、将来に引き継ぐ資産、この5つの柱を立てているところでございます。それから、目指すべき地域の構造としましては、「分散型ネットワーク構造」の実現ということを目指すことにしております。

首都圏基本計画に示されました5つの目標を、今、並べているところでございます。まず1番目の、「我が国の活力創出に資する自由な活動の整備」というところでございますが、これは首都圏の経済成長のありようを示したものでございます。

平成2年を100とした数値であります。平成3年以降、平成9年ぐらいまで首都圏は全国の中では比較的低い伸びになっておりましたが、それ以降、相対的には上昇しておりますけれども、まだ全国平均に比べてもやや低いという状況になっているわけでございます。

海外へ流出する企業や工場でございます。これは国内の製造業の全法人の売上高に対して、現地法人の売上高、これの比率を見たものでございます。一貫して海外移転が進行しているという姿がご覧いただけると思います。ちなみに、進出先でございますけれども、アメリカが第1位で、次に中国、次にタイということになっております。最近、中国の伸びが著しいということでございます。

ご案内のように、中枢機能、会社の本社機能を見たものでございますけれども、首都圏は約6割弱というウエイトになっているわけでございます。

首都圏を取り巻く状況や首都圏の役割をベースに、施策の方針といたしましては、下の段にございますような、環境等、多様な魅力を持ち、さまざまな行動が行われやすい場ということで進めていこうという考え方でございます。以下、これに関連します今年度の主要事業をご説明させていただきます。

最初に筑波研究学園都市でございます。科学技術創造立国が我が国のメインのテーマの1つになっておりますが、それに向けた世界的な科学技術中枢拠点都市にするために、整備を推進しているところでございます。また、下にも絵がございますように、つくばエクスプレスにつきましては、平成17年秋、10月ごろの開通を目指して整備を推進しておりますというところでございまして、合わせて沿線地域の整備も進めてまいるところでございます。

次は汐留でございます。ご案内のように、汐留地区は状況が最近は一変をしておりますが、そこがございますように、電通が入ってます「カレッタ汐留」をはじめとして、いろ

いろな複合ビルが着々と整備されているところでありまして、このための土地区画整理事業を推進してまいるところでございます。

次は京急本線の空港線の連続立体交差事業でございます。これにつきましては、自由な活動の場を整備支援していくということで、交通インフラが非常に重要になってくるということで進めているものでございます。京急線の連続立体交差につきましては、京急蒲田駅付近の6kmを連続立体として進めていくということで、26年度の完成を予定しております。

次に日暮里・舎人線でございます。これは首都圏の埼玉に向けた地域の新交通システムで、東京都北東部の交通利便性の向上のために、見沼代親水公園駅までの9.8kmを結ぶ新交通でございます。平成19年度の完成を目指しております。

次に東京臨海新交通線、いわゆる「ゆりかもめ」でございますけれども、これにつきましては新橋から有明の間が今、供用されているわけでございますが、さらに、豊洲地区までの2.8kmを延伸するというので、平成17年度の完成を目指して整備を推進しているところでございます。

次に、2つ目の柱の、個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現ということでございます。まず、個人の活動の高まりや、女性や高齢者をめぐる状況を見てみます。

ご覧いただいておりますのはNPO活動の状況でございますが、逐年、大きな伸びを見せておりまして、平成15年度末では6,000法人を超えております。全国の約4割が首都圏に集まっていると、こういう状況でございます。

次は高齢化であります。首都圏における高齢化率は、全国値を今のところ下回っておりますが、年々上昇しております。平成32年には約4人に1人が65歳以上になると推計されておりまして、高齢化の進行速度は全国を上回るのではないかと、このように言われております。

次に女性の就労実態でございます。女性の年齢別の労働力率でございますが、よく言われますように、20歳の後半から30歳前半に低下するという、M字型という状況になっております。首都圏の特徴としましては、30代以降で全国値より低い状況にございまして、35歳から49歳にかけて、その差が大きくなるという状況があるわけでございます。

このページでは、そういう首都圏の状況を踏まえまして、NPOなどの活動を積極的に取り入れること、それから女性・高齢者などの活動を支援すること、これを施策の方針といたしております。

その具体化でございますが、汐留地区におけるバリアフリーの取組みであります。高齢

者にとって暮らしやすい街とするために、民間や公共施設におけるバリアフリー化を推進しております。この写真は、汐留地区全体をバリアフリーとして取組むということで、駅でありますとか、エレベーターでありますとか、それぞれの場所でその取組みをしていることの事例でございます。

次にご覧いただいておりますのは、南青山一丁目の、ちょうど赤坂御用地の近くでございますが、都市再生緊急整備地域に指定された南青山一丁目地区でございます。ここでは、従来の都営住宅があった場所について、保育園とかグループホームとかそういうものを整備し、しかも民間の力を使って整備していく事業であります。

次をご覧くださいます。3番目の柱は環境と共生する首都圏の実現でございます。ご覧いただいておりますのは、減少する首都圏の緑地ということでありまして、赤のところは減少した緑地になっております。これは、例えば昭和51年から昭和62年にかけては308万haが300万haということで、3%減少しております。それ以降も大体3%ぐらいのペースで減少しているということでありまして、20年間で約6%に当たる18万haが減少しているという姿でございます。

次はヒートアイランド現象であります。このグラフは、昨年度までの大手町における熱帯夜が発生した日数の推移でございます。ほぼ一貫して増加しているということがわかりいただけます。

次は資源循環・リサイクルであります。首都圏における一般廃棄物の総排出量及びリサイクル率の推移を示したものでございますが、一般廃棄物の総排出量は緑の棒でございますけれども、平成に入って減少傾向ないし横ばいで推移してきましたけれども、ここ数年は増加に転じております。また、リサイクル率は着実に上がっているというものの、いまだ17%弱という現状にあるわけでございます。

この首都圏の状況に際しまして、下のほうにありますように、持続可能な社会を実現する地域整備と、それにふさわしい生活様式を創造するというところで取組んでいこうと思っております。

最初に見ていただきますものは国営昭和記念公園であります。これは多摩地区における大きなオープンスペース、緑地としても機能しているわけでありまして、緑の回復と人間性の向上ということで、さらに文化的な内容も備えた公園とするということにしております。今年度は、北の方の砂川に近いほうであります、「こもれびの里」というところの整備をしております。これ以降、さらに立川口の駐車場のほうで追加的な事業を予定しております。

次は熊谷スポーツ公園であります。平成16年に開催されます「彩の国まごころ国体」のメイン会場に予定されているところでございます。

次は環境と共生する事業として、河川環境整備事業。荒川の旧流路あるいはその周辺を使った事業として、ワンドの造成とかエコトーンの造成等を行っているわけでありまして、自然再生推進法に基づきまして、地域住民や市民団体などの連携を含めながら進めているところであります。エコトーンは、少し耳慣れない言葉かと思いますが、異種の植生や生態系が境界になっているところだということでありまして、豊かな植物層が育つという可能性を秘めているところというふうに理解しております。

次に、都市再生プロジェクトに位置づけられた日本橋川河川環境整備事業の推進であります。親水拠点とかテラス護岸、そういうものを整備していこうということでございます。

次は廃棄物海面処分場の整備であります。深刻化する首都圏のごみ問題に対処するために、東京港において海面処理場の整備を推進するというにいたしております。

次の柱は、安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成ということでございます。最初に、これは都内の老朽木造住宅密集地域のありようを示したものであります。環七と環六の間などを中心に、全体として6,000haほどのこういう地域が存在するというところであります。これらの地域につきましては、都市構造上、非常に脆弱でございますし、震災等の場合に大規模な火災を発生するということが懸念されておまして、こういう地域の改善を早急に進めなくてははいけない。これにつきましても、都市再生プロジェクトにおいて位置づけられて、事業を進めているところでございます。例えば松島とか新小岩駅の周辺だとか、いわゆる不燃領域率というものの改善が進んでいるところも幾つかございます。

次は都市公園の面積でございますが、これは1人当たりの都市公園面積の推移でございます。全国に比べますと、首都圏は約7割ということございまして、まだまだ整備が必要だということでございます。

一人暮らしの高齢者の率でございますけれども、年々、全国でも上昇しておりますが、首都圏においては近年、全国を上回るというペースで進んでおまして、一人暮らしの高齢者の割合が高くなっていることがうかがわれます。

次は、そういう状況を踏まえまして、暮らしやすい居住環境の整備というものを進めようということでございます。最初の例といたしましては、東池袋4・5丁目地区につきまして、住宅市街地総合整備事業をやっております。先ほどの木密地域の一部でございますが、防災性の向上、居住環境の整備・改善ということでやっている地域であります。この

ほか、京島とか蒲田のほう、あるいは江古田のほうでこういう事業を推進しているところがございます。

次に、これは緑地でございますが、川崎市が進めておられます等々力緑地でございます。災害時におきましては、避難地や避難路の確保ということも重要になりますので、そういう観点からの整備を進めているところでございます。

次に神田川の事業でございますけれども、これは、環状7号線の下にシールドでトンネルをつくりまして、そこで貯留をしているというわけであります。神田川は、ちょっとした夕立ぐらいでも、右の56年の浸水状況にあるような出水があります。そういうことで、環状7号線の下に、地下調節池を掘っているわけであります。今のところ南半分が完成をして、中央線をまたいでおります妙正寺川との間のところの、残りの半分というところを事業をしているという状況でございます。

次は晴海でございますけれども、これは晴海三丁目の西地区の市街地再開発事業であります。職住近接の街を形成するというので、やはり都市再生緊急整備地域に指定された晴海三丁目西地区における事業でございます。

次に磯子の区民文化センターであります。これは地域住民の交流拠点ということでやっているものでございまして、JR根岸線の新杉田駅前の市街地開発事業でございます。17年2月に開館するという予定になっております。

次に見ていただきますのは、山梨県の県立中央病院でございます。ここは地域医療の中核を担う病院として、来年度、新しく完成する、こういう予定になっております。

次の図でございます。これは東京都の都立東部療育センターでございます。これは心身障害児の療育ニーズに対応して、支援強化を目的として行われているものでございまして、来年度完成するという予定でございます。

最後の柱でございますが、将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造ということでございます。

将来の社会資本整備における維持管理・更新投資の増大がどのように予測されるかというものでございます。このグラフは、平成37年度までの約25年間に必要な投資額の推計を行ったものでございます。赤い色が維持管理投資でございまして、緑色が更新投資、青色が新設投資をあらわしております。平成37年度——一番右側でございますが、年間投資額の約62%を維持管理・更新投資が占めるということに相なるわけでございます。だんだん新設投資が難しい時代に入ってきたということがおわかりいただけるかと思えます。

業務核都市における拠点性の向上ということでございますが、このグラフは、それぞれのエリアにおける人口の割合でございまして、この逆転している姿がわかると思います。分散型ネットワークの構造の形成というものが進んでいる一つのあかしではないか、こういうふうを考えられます。

次でございますが、施策の方針といたしましては、資産としての首都圏の創造、分散型ネットワーク構造の実現ということをやっぺいこうということでありまして、具体的な中身は、最初に成田空港でございます。成田空港につきましては、航空旅客への対応、利便性の向上という観点から、エプロン等の基本施設の整備を、平成18年の完成を目指した第一旅客ターミナルビルの改修を推進していくということでございます。

羽田空港、東京国際空港でございますが、この沖合展開事業につきましては、利便性の向上を図るために、16年12月1日の供用を目指して第2旅客ターミナル等の整備を推進するというところにいたしているところでございます。

次に、同じ羽田空港の再拡張でございますが、再拡張につきましては平成16年度から事業化が認められておりまして、平成16年においては新設滑走路の入札契約手続、環境影響評価、国際線地区のPFI検討調査等を実施するというところでございます。羽田空港につきましては、一連の整備の後に、再拡張後で現在の処理能力を大きく上回ります40.7万回というものが可能になるということになります。

次、首都圏における環状道路の体系でありますけれども、一般国道自動車専用道路として首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道がございます。外側の点線または実線ですが、向かって左、西側のところが既に供用されているところでございます。今年度は八王子ジャンクションから日の出インターチェンジまでの区間を供用するというものですので、中央自動車道と接続するというに相なりますと、これに関越から中央自動車道に東京を通らずに抜けていける、そういうことになります。それから外かく環状道路につきましても整備を進めておりまして、これも常磐道、東北道、関越道とつないでいるわけですが、この残りの左側の点線部分、中央自動車道と、それから東名高速道路を結ぶ区間、この区間について今、パブリックインボルブメントというようなことで、地域住民と一体となったプランをつくっているというところでございます。

次にみなとみらい21地区でございますけれども、ウォーターフロント空間を創出することと、首都圏の業務機能を分担する受け皿になるということで、鋭意事業を進めているところでございます。平成15年度に「M.M.タワーズ」というものが完成しました。それからみなとみらい21線も完成をいたしました。さらに、16年度には「Y.T.ビ

ル」というものがオープンする予定でございます。将来的には日産自動車の本社のオフィスも建つということで、この地区については着実な整備がされているものと考えております。

次に高規格堤防（スーパー堤防）事業でございますけれども、ご覧いただいておりますような直轄の河川でこういう事業をやっております。この間も災害がございましたが、大体越流をすると堤防というのは破堤してしまうものであります。破堤しないように相当幅広な堤防をつくって、都市的な市街地整備と一体となって、上は都市的な土地利用に供するということで考えようとしているものでございます。

次に分散型ネットワーク構造への転換ということでございますけれども、大環状連携軸等の発想でもって、一極集中構造を分散化させていくということで、施策を講じているところでございます。

この一環として、宇都宮テクノポリスセンターがございまして、高度な技術産業の集積促進と産学官企業連携の円滑化ということをテーマにして、宇都宮テクノポリスセンターを整備しているところでございます。

次に百里飛行場であります。これまでは航空自衛隊の百里基地として使用してきたわけでございますが、国内空港のネットワークの充実を図るという観点から、共用の飛行場にするということで、今、整備を推進しているところでございます。なお、関連しまして、平成10年に地域高規格道路の計画路線を指定しておりまして、約全長30km、ここにアクセスするための道路ができますが、そのうちの約6kmが事業中でございます。

次に立川基地の跡地の関連事業であります。これは国の機関の移転が進められているポイントの1つでございますけれども、業務核都市の形成ということで土地区画整理事業を推進しております。なお、平成17年2月に独立行政法人国立国語研究所の移転が予定されているということでございます。

大変雑駁ではございましたが、幾つかのプロジェクトについてご説明させていただきました。以上でございます。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明のございました平成16年度首都圏事業計画（案）につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、順次ご発言をお願いします。どうぞ何か。

【中山委員】 先ほど、日本橋川の話が出てまいりましたけれども、私ども、外国のパリ、ロンドンを見ても、大変街に風格があるというふうに思うんですね。確かに今5つの問題点、将来にわたった資産をどういうふうに次に持っていくかというような問題がありまし

たけれども、新しいものをつくるというだけが次の世代に資産を残すことじゃなくて、やっぱり風格のある街というのはすごく大事だと思うんです。特に、高度成長期のときに川の上に高速道路をつくってしまって、日本の中級の河川または小さな河川をみんな殺してしまったというようなこともありまして、日本橋川の再生みたいなものというのは、やはり街の風格に非常にかかわるものだと思うんですね。特に日本橋というのは日本全国のど真ん中にあるわけございまして、この日本橋の上に高速道路がありまして、それで、観光バスで来た方が日本橋を見ないで高速道路を見て、あれが日本橋ですかと言った人がいるんですが、その下にほんとうは日本橋があるわけで、世界の街を見ても、そういう昔からある伝統的なものを非常に重要視しているわけですね。

ですから、もう1度日本の東京というもの、首都圏というものが非常に風格を持つというためには、やはり高度成長期にあわててつくったものを再整備して、もっと風格のあるものにつくりかえていくという、そういうことが大事だと思うんですね。

要するに、観光にしても何にしても日本の魅力というものをもうちょっと重要視して、交通機関であるとかそういうものも大事ですけども、川とか昔の古い日本橋みたいなものをもっと重要視したほうがいいような気がするんですが、その辺はどのようにお考えになってるんですか。何かその辺が抜けているような気がするんですが。

【杉岡分科会長】 どうですか、事務局から。

【尾見国土計画局長】 ここで言われている共有の資産として将来に引き継ぐというのは、たまたま出てきているプロジェクトが新しいものということだと思いますが、決してそういうことだけではなくて、資産として将来にわたって日本の首都として、あるいは首都圏として誇れるようなものを承継していくということだと思います。

したがって、今も日本橋に関して先生のお話がありましたが、日本橋の上の高速道路のあり方について地元との間で協議会のようなものができて、いろんな構想があるというように聞いています。例えば、高速道路を地下に潜らせて日本橋の上にかかっているものをなくしてしまうとか、そういうことを勉強されていると聞いています。そういう取組みも、今まだ具体化しておりませんので事業計画に入っておりませんが、当然、そういうものも、むしろ積極的に奨励していくということだと思います。

首都高速道路は、確かに昭和39年、東京オリンピックに間に合わせるというようなことで、いろんな例外的なことがたくさんあったかと思います。そういうことについても見直しということは、当然の問題意識として持っているところでございます。

【小橋大都市圏計画課長】 会長、申しわけございません。お話の途中で大変恐縮でござ

ございますが、保坂先生と大畠先生がいらっしゃいましたので、ご紹介させていただきたいと思えます。

まず、平成15年10月21日から委員にご就任していただいております、参議院議員でいらっしゃいます保坂三蔵委員でございます。

同じく、平成15年12月3日から委員に就任していただいております、衆議院議員でいらっしゃいます大畠章宏委員でございます。

【杉岡分科会長】 それでは、ほかのご質問がありましたらお願いします。

【マリ・クリスティーン委員】 今、中山さんがお話しされたことに関連すると思うんですけども、先ほどからずっと絵を見てますと、やはりデザインに問題があるのではないかなと思うんです。社会資本整備というのは私たちの今の世代だけではなくて、例えばパリにしても、1800年代から万博が開催されるたびに、グラン・パレとかプチ・パレとか、アレキサンドル大王橋もそうですし、エッフェル塔もしかり、そういう社会資本整備が、フランスの街とかパリは100年以上もストックになってきているわけなんです。

これから建てるこういういろんな再開発の建物とかも含めて、デザインがほんとうに普遍性があって、次の世代にまでずっと残していけるようなものなのかなということがすごく心配でもあるわけです。上海に行きましてもビルの森になってますけれども、個性的なビルがたくさんあるわけですから、そういう点では彼らは未来を見て、自分たちの社会資本を何とかつくっていかうという形で中国も頑張っているところに、一律して何か日本の再開発の建物というのは全く変化がないわけなんです。私たちにしてみれば、今だからこそストックをつくっていかなければいけないところで、京急が今度つくられる空港へ行く線ですけども、このデザインが、じゃあ、昔の日本の社会資本整備の中のものとどう違うかと。もうちょっと今を表現してくれたり、また未来にもちゃんと耐えられるような形のデザインになっているかどうか。万里の長城じゃないですけども、非常に風景となつてきれいですよね。素材として使っているものにしても。

こういうものをもうちょっと何か味のある、日本の個性であったり、またはこういうものを、日本にはたくさんのすばらしいアーキテクトの方々が世界で活躍しているのに、こういうものにもそういうデザイン感覚を持っている方々にデザインをしてもらって。もちろん日本の強みというのは、地震とか、または技術が耐えられるということがとても大きな日本にとっての遺産だと思うんですけども、これプラスデザインというものをどこかでつけ加えていかないと、ほんとうの意味での日本の将来のストックというものはできてこないと思うんです。ですから、そういうところをもう少し、デザインというか風景と

どうか、そういう視点からどういうふうを考えてらっしゃるのか。

【尾見国土計画曲調】 全くおっしゃるとおりだと思います。京急の件は連続立体交差事業という高架化事業ですね。こういう土木構造物の場合は比較的いろんな制約条件の中で決まってしまうところがあります。建築物のほうは、有能な建築家の方のデザインを取り入れたというようなものは、公共のビルでもたくさんやられるようになっていると思います。

全体としては、たしかことし景観形成法という法律を通していただいて、今おっしゃられましたようなこういう建物のデザインから、自然の景観から、あるいは屋外の広告物の関係のものとかですね。日本の美しい国土づくりというのが国土の基本命題の1つになってますので、そういう観点からの施策の充実ということ、あるいは事業の展開というものを相当力を入れてやっていこうということだと思います。ご覧いただけてますもので、なかなかいいものがなかったのは残念でございますけれども、そういうことでの問題意識が希薄であるということではないというふうには思っております。

【大島委員】 実は今、クリスティーヌさんからお話ございましたが、そのことについて、私はきょうぜひここに来て申し上げようと思ってきたわけでありまして、例えばこの事業は法律で定められて、もう30年近くたちますね。この関係なんですね。それで、その間に日本の人口はどんどん伸びるだろうという予測から、2007年をピークとして、下りはじめるだろう。そうすると、例えば今クリスティーヌさんもおっしゃいましたが、2050年のときにこの首都圏というのはどういう状況になるのか。それをそろそろ見定めないと、ただ単に30年間事業をやってきましたと。そしてこれからも、こういうたくさん資料を、私、ご説明いただきましたけれども、2050年のときに、じゃあ、首都圏はどういうことになっているのか。あるいはヒートアイランド現象というのがあって、今一生懸命、屋上のほうに森をつくらうという努力はされているのはわかりますが、何となくつけ焼き刃というか、暑くなったら冷やせばいい、冷やしすぎたら暑くすればいい、こういうものの繰り返しをしているような感じがするんですよ。

2050年のときに、私なんかはもう命はありませんけれども、果たして次の世代に引き継ぐときにどんな都市ができるのか、どんな街ができるのか、どんな首都圏ができるのか。少なくとも、よし、ここの地域で生きてみようかという、そういう夢ぐらい持つことができるようなものにしていくことが必要じゃないかと。

ここについては非常によく勉強されてやっておるんですが、2050年のときに、果たしてどういうものになるのか。人口は幾らぐらいになるのか。あるいはそのときに、今、

日本は移民といいますか、外国人を入れるか入れないかといういろいろ論議がありますけれども、外国人にとって住みやすい街なのか。今度、駅名なんかも法律を決めて、英語と韓国語、中国語ぐらいいは入れるかという話が出てきてますけれども、そういうことも含めてやるのがこの会議の場であって、個々の問題について議論するだけでなく、まさに今、クリスティーンさんがおっしゃったような視点で、グランドデザインをどうしていくかということをするのがこの会合じゃないかと。

私、初めて出てきてこんなことを言って申しわけないんですが、そこら辺はやはり大事なポイントじゃないかと思っております。

【尾見国土計画局長】 まさに我々が意を得たりというか、そういう感じで実は思っているわけです。日本の国土計画のグランドデザインというのは、過去の全総計画から始まってずっと長い歴史があるわけでありましてけれども、ご案内のように「第四次全国総合開発計画」ぐらいいまでは、どちらかという急激な経済成長を背景に日本の国土をフルに利用しよう、効率的に利用しようということで、開発をベースとしたような国土のグランドデザインがあったと思います。

そういう時代から、この10年ぐらいい、さらには人口が減少していくという時代に向けてのグランドデザインということになりますと、平成10年に「21世紀のグランドデザイン」が作られているんです。ただ、担当の立場で言うのはなんですけど、存在感が非常に乏しくなっております、日本全体、将来の日本の国土がどうあるべきかということについてもっと議論して、夢を持つ。人口減少という世界の中では、ややもすれば経済の規模が縮小していくとか、マイナス要因も相当予想されるわけでありまして、そういう中で、我々の築き上げてきた暮らしなどがきちっと維持されていくのかどうか。やっぱり安心・安全とか安定とかそういうことがキーワードになっていくと思います。そういう中では美しい国土、ほんとうにここなら住んでいいよ、住みたいと思わせるようなものが、今、欠けてる状態になっております。

あるいは国民の中にも、あるいはここにいる先生の中にも、大島先生からそういうお話をいただいて大変うれしく思ってますが、そんなものもう必要ないんじゃないかというご議論さえ、極端に言えば、聞こえてくるようなところではありますが、やはりこういう時代だからこそ、先行きに向けて広範なご議論をしていただいて、30年後、50年後、我が国の国土をどうしていったらいいのか。そのためには今からどういうことに取り組んで、中山先生もおっしゃったような、将来に自慢のできるような資産を承継していくことができるような、そういう整備をやっていかななくちゃいけないんじゃないかと、そういうマ

インドが少し欠けてきてるんじゃないかなと思います。

できれば、一つの境目でもあります。今、経済財政諮問会議でも、このところ経済に関してのビジョンというような議論もなかったわけではありますが、21世紀の経済ビジョンを議論しようというようなことで、幾つかの専門調査会ができるように承っています。ですから、ようやく全体としても、将来に向けての経済・社会・国土のあり方、そういうものをもう1回議論してみようじゃないかというような環境が少しずつでき上がりつつあるのかなというふうに思ってまして、ぜひ、国会の場、いろんな場で、今回もそうでありませんが、多様なご発言をちょうだいして、私どもはできる限りそういうものがうまくできますように努めていきたいと思っております。

【大畠委員】 もう1つよろしいですか。もう1つは、イラク戦争を契機として、日本も今標的になり始めていまして、当然、ねらうのは首都圏ですね。そこら辺を、万が一、大規模なテロなんか襲った場合に、一体どういう首都圏の機能を。これは中山先生は東京出身ですから、あまり分散しちゃ困るというご意見なのかもしれませんが、地球上で環境問題も大事ですし、安全問題、あるいはいろんな不安要因も出てきてますから、単に首都圏のための首都圏じゃなくて、日本の首都圏ですからね。まさに非常に重要な機能がたくさんつまったところですから。

そういう問題は30年前はあまり考慮しなくてすむ時代だったと思うんですが、ここに来ると、非常に残念ながら、そういうことも加味していかなきゃならないわけでありまして。もちろん人口減少ですとか、異常気象ですとか、非常に気温が上がる問題、水の問題、空気の問題もあるでしょうけども、そういう危機管理といいますか、そういう首都全体としての危機管理の問題も少し念頭に置きながら、そろそろ検討すべき段階に入っていると思います。ここら辺についてはほんとうは防衛庁とか何かの話になってくるのかどうかわかりませんが、警察庁とか、いろんなことを少し入れて、やはり検討すべき時期に来ているような感じがします。どうでしょうか。一言だけ加えておきます。

【尾見国土計画局長】 私も一言だけ。今これから検討するものの中では、やっぱり安心とか安全、安定、そういうものが、この何年間か国民の関心が非常に強いテーマになっています。この首都圏計画での守備範囲というのは、社会資本関係のものが多いんです。それ以外にももちろんございますけれども。社会資本についても、今までのように利便性とか豊かさという観点以外に、安全、安心、そういうものを支える観点からの社会資本整備というのはどうあるべきかというような議論が、正面から今までされてきたことはあまりないんじゃないかと思う。例えば、防災とか河川とか下水とか、そういう範囲では限定

してますが、道路だって、やはり安全、安心という観点からどう考えるかという問題は当然あるわけであります。ほかの社会資本についても、当然そういう議論は必要だと思いますので、これからの国土計画あるいは首都圏計画を議論する中では、今おっしゃったようなことについても重要なファクターとして見直しが必要じゃないか、こういうふうに思っています。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。

【桜田委員】 先ほどからお話出てるんですけど、私もちょっとイタリアとスペインへ行ってきたんですけど、やはり街並みというものが非常にきれいになってるんですが、日本は、個々のものは利便性はいいんだけど、一連の街並みということで、景観法もできたので、そういったことも強力に推し進めていただきたいなと思うんですけど。

その中で、欧米の、例えばスペインだと人口が4,000万で、観光客が5,700万いると。フランスは6,000万の人口に、7,000万の観光客が来るということで、日本は1億2,500万で観光客1,500万ぐらい。それは日本から行くので、外国から日本には500万人ぐらいしか来ないということで、非常に落差を感じるんですけども。物価水準が高いかという、物価はそんなにスペインと比べても高くないんですね。日本のほうが逆に安いぐらい。もし差があるとすれば、交通費ぐらいなものだろうと。それでヨーロッパの人がどれだけ来るかはともかくとして、中国なんか、非常にお金持ちが最近多いですね。韓国とか中国とか、そういった近くの方、交通費のかからない方だったら、お客さんとしてどんどん日本に来ていただくように。

日本で何を見せるのかと。一つ一つの街にないのは、欧米と比べて落ちるのは、文化というものがまちづくりに欠けているような気がするのではないかなと。歴史を感じさせ、歴史を大事にして、日本の文化と日本の生き方を大事にしてきたんだという、この観点が、私はまちづくりにおいて非常に、欧米と比べて落ちるような気がしますので、そういったことについて今まで以上に、文化というものを、一つ、大事にしてもらえないかなというふうに思いますね。

日本の街は全国一律、どこへ行ってもアメリカのハンバーガーのお店とかがあるんですね。私は嫌いじゃありませんけれども、やはり歴史的な街並み、社寺だとかそういった歴史的景観を大事にするようなところ。ああいう歴史以外の部分はある程度制限するようなことも大事なのではないかなという気がいたします。ぜひ一つ、お願いをしたいなと思います。

それと、首都圏というものを考えるときに、交通体系、首都圏における環状道路の体系

は、計画を一生懸命にやっているということはわかるんですけども、なかなか進捗しないというのは。もうちょっと日本人は土地というものの公共性というものをもっと重視して、土地の収用というのよりも中身は同じなんですけれども、地域環境調整法とか、人聞きの悪い「収用法」のような名前を変えてですね。世論調査とか調査をして、大体8割の人の賛成を得られればやっても法的にできるというような、ある程度公共性でメスを入れない限り、この首都圏の整備というものはなかなかできないのではないかというふうに思いますので。我々が話をすると、すぐ財産権だとかという話が出てしまうので、民間のほうからぜひこういう形を、私権に対する制限というものを強く押し出していく必要があるのではないかなと思います。

東京外環だとか都市計画決定されてから、20年も30年もかかって着工できるなんて、そんなことでは、私は首都圏整備というものはそもそもできないのではないかなと。一体何年かかるのかなと思いますので、ぜひその辺も皆さんでいろいろ考えていただきたいなと思います。以上です。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。

【中村委員】 皆さんがおっしゃっていたことと重なりますが、5つの目標はよくわかりますし、とても大事だと思います。しかし、1は1、2は2というふうに独立しています。これはご説明の関係だと思うんですけども、例えば活力を出すためにといって汐留地区があり、今度は環境と共生するという項目では昭和記念公園とあるんですね。それぞれの項目としては結構です。けれども、では、汐留地区は環境との共生に問題がないのか、緑について考えなくていいのかということになりますと、そうではないはずで。ですから、ある地域は、活力を創出するという意味でつくるところにしても、その中に必ずきちっとした公園があり、緑についての配慮があるというような計画を立てないと良い街になりません。この写真を見ても決して美しくない。これはクリスティーヌさんはデザインということでおっしゃいまして、それは人工的な面の美しさだと思うんですが、それと同時に、日本の風土は自然の美しさを持っています。外国から帰って日本を見たときには、やっぱり緑や水が日本の特徴だと思うんですね。それが生活と一体化しているというのが特徴なので、幾ら首都圏でもその風土を忘れてはいけません。初めて高速道路をつくったころは違ったと思うんです。利便性が大事としてきたと思いますが、これから先は、利便性と美しさが一緒にあるような形の計画をすることが必要だと強く思うので、それをお願いします。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。

【保坂委員】 自民党の参議院議員の保坂でございます。

私の意見は、この全体の整備計画というのは、1つ1つは非常に吟味されて、非常に濃密度なすばらしい計画と思うんですが、私がいつもまちづくりで感じてますのは、テンポということが、工事だとか計画のテンポ、スピード性というものをもう少し検討する余地はないだろうかということを、いつも感じるんですね。例えば街並みが汚い、それから防災上に問題があるということで、電線、電信というのの地中化というのをやっておりますけど、終わったところはいいいんですが、終わってないところは、百年河清を待つように、いつまでも地域の住民の声が反映されないという思いがあるんですね。

それから都市計画街路で、私もたまたま東京なのでございますけど、道路を広げるという計画を、路線を決めてやっておりましたところ、ちょうど今から20何年前かに、このままのテンポで予算もつけ、工事を進めていると400年ぐらいかかると。都市計画街路ですね。もちろん、環状7号線でも60年からかかったわけですから、スクラップ・アンド・ビルドでやっていくには仕方がないんですが、実は、テンポという言い方を申し上げたのは、一つの買収がある計画区域期間が終わらないと、工事の着工をしないんですね。そうすると逆に言いますと、例えば300mの買収は終わってると。にもかかわらず数軒の建物があると。そこは下水道の工事もしなければ、せっかく公共事業だと思って計画に協力した、あるいはそこから立ち去った人々の気持ちも斟酌しないで、草ぼうぼうとは言いませんけど、道路に供用させないで、空き地としてずっと置いておくんですね。なぜ、買収が終わった所は、せめて工事に入っていけないんだろうかいつも思うんですね。横まで来れば、その方は自分の人生計画、生活再建もあるとは思いますが、やはり急がなくちゃならないという気持ちにも、刺激を受けてくるわけですね。そういうインセンティブがない。ほっぽっておいて、いやあ、私は自分の生活があるんだからという、率直に言いまして土地収用法もかけられないんですよ。

千葉県ならば土地収用委員会がないからかけられない。これならわかるんですよ。だけど、土地収用委員会があっても法律があっても、現実には協力を得なけりゃかけられないんですね。そうすると、また、たった1軒のために3年、5年、平気で時間がたって、その間に道路の渋滞は一層激しくなるし、放置されて、アンダーコンストラクションの状態ですから、率直に言って汚いし、すさんだ状態というのが街の中に厳然として残るわけですね。なぜなんだろうといつも思うんです。

それは、中国みたいに中央集権でピシッと何でも、法律があるかないかわからないぐらいの強権で、土地の買収や拡張ができる所は、あつという間に高速道路が1,000キロ

も、2,000キロも、1万キロもできちゃうというような。それは日本の国柄とか民度の違いだといえればそれまでなんですが、いつまでもやらないというのは、率直に申し上げまして、予算の問題もあるんじゃないですか。やり過ぎちゃうと予算がついていかないと。大変失礼な言い方ですが。

なぜかといいますと、私なども学習効果でいろんなそういうことを見ましようと思って、どかない人に聞きますと、行政のほうに聞きますと、交渉はしてますと言うんですよ。しかし、交渉を受けたはずの家族、そのおうちに聞きますと、何カ月も来ないと。何カ月も言ってこない。それは詭弁で、逃げているのかもしれませんが、1年間に、どうしても交渉したいというところに5回や6回行ったぐらいで、簡単に落ちると思わないような物件だってあるわけですよ。そうすると、私は、テンポだとかスピードというものを、もう少し行政のほうは、事業の進捗性の中に組込んでもらえないだろうか。

ここに京急空港線の連続立体交差事業とありますが、16年から始めて10年間かかるんですよ、これ。これは地上の問題ですから、いろいろ工事の橋脚だとかいろんなのがご迷惑をおかけしますでしょうが。既にある道路、ある路線の上ですからいいんですけど、都市計画街路の拡幅なんていうのは、ほんとにその周辺が人の流れも変わらして、商店なんかはお客の流れまで変わっちゃうんですから。そういうのは、生活補償も営業補償も何も入らないんですよ。

だから僕は、もう少し工事のテンポというものは、例えば、率直に申し上げて、年末あるいは期末、東京で工事をやるなというご通達が出ました。あれなんか、僕に言わせますとほんとにおかしいんですね。東京では年末や期末は凍結しませんから、工事が進むんですから。凍結があつて地方で工事が進まないということは、東京へその業者が来てやってくればいいんですよ。そうすれば、全体的に工事の進捗を見ることは、私は可能だと思うんですね。

それから、立川という所で、連続立体で線路の下に渋滞対策で道路をつくりましたときに、見事に土日は工事をやめましたよ。一番交通量が少ないとき、土日に工事をやめる。なぜだろうと思いましたが、近所がうるさいから。しかし、その近所の方々は、やめて1年間も工事が延びるよりも、早くやったほうがいいんじゃないですかね。いつも思いましてね。まあ、日本の場合、民主主義が進んでるからというので、できるだけ民間の声を聞いて、関係者の声を聞いてやろうというのはわかりますけど、そういう点では工事のテンポというものを、一つどうしてもごしんしゃく願いたい。

それから、もう1つ、恐縮でございますが、例えば公共用地を、今度は逆に、要らなく

なったからというのでスキップ用地だとか、あるいは現場の用地を今度は一般に払い下げします。そういうときは、3,000万以上の物件は隣の家でも売らないんですよ。100坪の家が、東京では、売却されますと相続税の問題もあるかもしれませんが、たちどころに3軒、4軒の家になっちゃう、100坪の家が。みんなウサギ小屋ですよ。

【杉岡分科会長】 すみません。次の議題がありますので。

【保坂委員】 それで、そういうことがありますので、私は手法として、大きな計画が、1つ1つプロジェクトができ上がって、それがいずれ面となって首都圏の整備が終わるといよりも、道路だとか、今申し上げたような手法で少し考えていけば、かなり助かるのではないだろうかというのが1つ。

最後をお願いしたいのは、豊島区がマンション税と自転車税をやってます。これも総務省は許可しません。しかし、これは金が欲しくてやってるんじゃないということを、ぜひご理解いただきたい。あれだけの数千台の自転車を、JRをはじめ、7割から8割は駅利用者が使ってるというデータの元で条例を設けて、協力した場合は、条例はそういう課徴金は区がしないという条件の下で提案してるんですけど、総務省が許可しないんですよ。課税自主権のこの時代にですね。やっぱりおかしいと。まちづくりで条例でディスインセンティブかけようとしているわけですから。こういうことによって、恐れ入りますが、国土計画局のご意見も、この点は伺いたいと思うんですね。違法駐輪対策というのは、街の景観を、どんなに見事な駅前ができて、不法駐輪で修景から、交通安全から大変迷惑をしまして、この2つの条例について最後にご意見を伺いたい。長くなりましてすみませんでした。

【尾見国土計画局長】 最後のマンション税等々の話は、課税自主権との関係ということになると判断がつかないところがありますが、先生がおっしゃったのは、そういうところの、例えばハード面の整備をしていかにもきれいになったけれども、実際からすると、自転車があふれて当初の目的どおりいかないということは幾らでもあるわけで、そういう問題に関しても、例えば私どものこの計画の中なんかでも議論できるようにしたらどうかと、そういうことかなというふうに受けとめさせていただいております。

これは元来、この計画の中身はハード的なものが多いんです。社会資本整備とかハード的なものが多いんですが、それをどう活用していくかとか、関係して規制緩和だとかそういう問題もどう考えるかとか、そういうようなことが、今、法律の中ではそういうことについて正面から議論できるようになっておりませんので、今後はハードを整備するだけじゃなくて、それをどう活用していくかということが大きなポイントになりますので、そ

ういうことに関係するような議論ができて、方向が出せるように努めていきたいと思いません。

それから、桜田先生も含めて、テンポのお話がありました。非常に大事だと思います。要するに、議論は尽くせるだけ尽くして、事前手続には時間をかけてきちっとやろうと。そのかわり、合意をしたら後は一瀉千里で行こうというのが、収用法改正の狙いだったというふうに思います。ただ、それが十分に浸透しているか、実際の運用はどうかということになると、必ずしも、前のほうは比較的手続が面倒くさくなつたと、現場からするとそういう声がある一方で、そこまでやったのに先に進まないという現状もあるやに聞いています。

それから、最近では裁判の世界もかなりいろいろなものに取り組むようになって、さっきの圏央道のお話で、事業認定の取り消しとかそういうのが比較的好くされるようになりまし、差し止めの仮処分なんか簡単に認められるようなことになりました。小田急の高架化事業についても、あれだけ長く進めてきたものについて、裁判という限られた舞台、材料の中で、事業の差し止めが認められていくと。裁判制度を批判するつもりはありませんけれども、そういうこともあって、行政だけではなかなかスピード感を出せるということになっていかない部分もあると思いますけれども、しかし、少なくとも予算がないから話が進まないとかそういうことのないように、関係部局ともよく相談していきたいと思いません。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。ほかにいろんな意見があろうかと思いませんけれども、次の議題が控えておりますので、このあたりで「平成16年度的首都圏事業計画(案)」につきましてお諮りしたいと思います。これにつきましては依存がない旨の、原案のとおりということによろしゅうございますでしょうか。

【大島委員】 原案どおりで結構ですけれども、いろんな意見が出てますので、今後再検討するとか、もうちょっと未来を展望して、視点を変えるということが必要じゃないかということが委員から出ていたことを加味した上での了承ということにさせていただいたほうがいいと思います。

【杉岡分科会長】 今後の社会資本整備や、あるいは大都市圏行政につきまして、本日のご意見を十分に反映していただいて進めさせていただきたい、こう思っております。

それでは、ご異議がないということでございますので、国土審議会長にこの旨を報告いたします。そしてその同意を得まして答申を国土交通大臣にいたしたい、こう思っております。

次の議題に入らせていただきます。次の議題は「近郊緑地の保全」についてでございます。この近郊緑地の保全の議題につきましては、審議事項ということではございませんで、これまで事務局で検討してきた状況の報告でございます。

それでは、事務局からこの件につきまして、報告をお願いいたします。

【加藤官房審議官】 官房審議官の加藤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、首都圏の都市環境インフラのランドデザイン及び首都圏近郊緑地の保全について、ご説明させていただきます。お手元の資料で、資料4-1という冊子を先頭にしまして、クリップでとめた資料をご覧いただきたいと思ひます。

まず、参考資料4-1でございますが、これがランドデザイン本編でございます。本件は都市再生プロジェクト第3次決定として、大都市圏における都市環境インフラの再生ということが位置づけられておりますので、これを具体的に推進していくために、関係各省、関係地方公共団体、市民団体などが協力して、2年をかけて策定し、本年3月に公表したものでございます。検討の過程につきましては、本分科会においても過去ご報告をさせていただいておりますし、委員の皆様には公表時にお届けもさせていただいておりますので、本日は概要だけご説明申し上げたいと思ひます。

表紙、さらに1枚めくっていただきますと目次となっております。第1章が総論部分でございます。ランドデザインの意義ということで、首都圏の自然環境の状況や、これまでに講じられてきた取組み、ランドデザイン策定に至った経緯等を記しております。

第2章が首都圏の自然環境の基本目標でございます。自然環境の5個の機能と、それごとに首都圏の自然環境の目標を掲げているわけでございます。ここまでは、この分科会においても過去、ご報告させていただいております。

第3章が、まとまりのある貴重な自然環境の保全と首都圏の水と緑のネットワークの形成ということでございまして、首都圏の水と緑のネットワークの現状の分析、さらに将来、我々が目指すべき首都圏の都市環境インフラの将来像を提示をしているわけでございます。今後、水と緑の保全、再生、創出というような取組みを効率的に行っていくためには、関係する主体が共有できる将来像のイメージをわかりやすく提示することが必要と考えるわけでございまして、この観点から、25ページというところをご覧いただきたいのですが、A3の紙で、「首都圏の都市環境インフラの将来像」を図案化して表現しております。

凡例がございまして、図の中で外側、外周を囲うように大半を占める薄い緑色の部分が水と緑の基本エリア。同じカラーで、矢印で伸びておりますのが水と緑の基本軸というこ

とでございまして、これらは現状で自然環境の複数の機能を持っている、いわば自然環境としての質の高いまとまりでございまして、今後、その機能を維持強化、充実していこうと考えておる部分でございます。次に、濃い緑色の枠で囲ってある部分、それから青い線でなぞってある河川の部分、これが保全すべき自然環境という部分でございまして、将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となる部分と考えております。さらに、青緑色の○と矢印の連続で書いておりますのが水と緑の重点形成軸でございまして、これが都心部を含め、首都圏全体の自然環境の質を高めるために将来に向けて形成を図っていこうとする、水と緑のネットワークの経路でございます。今後、自然環境の保全、再生、創出に重点的に取り組んでいこうと考えておる部分でございます。

次に、26ページの第4章からが行動方針となっております、ここではだれが、どこで、何をやっていくかという方針を定めたものでございます。この中には枠組みづくり、事業、制度運用など、さまざまな取組み方針が含まれているわけでございます。

以上がこのランドデザインの内容でございますけれども、行動方針の中では、既存の制度の活用の一環ということで首都圏近郊緑地保全制度の活用が、複数の地域について提案をされているわけでございます。このような状況を踏まえまして、今回、首都圏近郊緑地の新規指定を検討している次第でございます。

そこで、次に資料4-2というものによりまして、首都圏における近郊緑地保全制度の概要をご説明申し上げたいと思います。これは、首都圏近郊緑地保全法に基づくものでございまして、一番上に法律上の目的というのが書いてございますが、要するに、近郊緑地を保全をして、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止するということが目的でございます。

その下に、近郊緑地、さらに①として近郊緑地保全区域、さらにその中に②として近郊緑地特別保全地区というものの、それぞれの法律上の定義を書いておりますが、近郊緑地と申しますのは、簡単に申しますと、近郊整備地帯の中にある緑地で、相当の規模を持つ緑地及びこれと一体となった土地というようなことでございます。

この近郊緑地のうち、ほうっておくと無秩序な市街化のおそれがある、大きいという地区につきまして、国土交通大臣が区域指定をして保全を図ろうというものが、①としてございます近郊緑地保全区域というものでございます。つまり、近郊緑地保全区域は首都及びその周辺の地域という、広域的な観点から見まして健全な生活環境を確保するために必要な相当規模を持つ緑地を保全する、そのための区域である、こういうことでございます。当然のことながら、その区域の指定は広域的かつ長期的な観点から、国土交通大臣は指定

をしなければならないということになっておるわけでございます。

この近郊緑地保全区域を指定をいたしますと、土地の所有者には、行為規制という欄に書いてございますが、建築物の新築、増改築あるいは土地の形質の変更というような場合には、知事への届け出をしなければならない。そして、この届け出に対しまして、知事は必要と認めるときには、助言または勧告をすることができるということが定められておるわけでございます。

さらに、この近郊緑地保全区域の中で特に枢要な部分について、都県の知事が近郊緑地保全特別保全地区というのを都市計画で定めることができることとされております。この地区内では、一定の建築物の新築、改増築などを行おうとする場合には、知事の許可が必要ということになります。この地区においては行為の制限が厳しく、これによる土地の利用の制限の程度が大きいということから、地方公共団体による損失の補償や土地の借り入れという措置があるわけでございます。

また、ご報告を兼ねてのご説明になりますが、昨年から作業を進めてまいりまして、首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全制度の中に管理協定という制度を導入する法律改正をしているわけでございます。真ん中のところに管理協定という欄がございますが、要は、地方公共団体またはNPO法人などの緑地管理機構と近郊緑地の所有者が協定を結んで、その緑地の管理をしてもらうことができる、こういう制度でございます。それでこの管理協定の締結というのは、管理協定自身は5年から20年を期間として締結できることとなっているわけでございますけれども、土地所有者には、事実上、緑地という土地の利用の仕方に制限を受けることになるわけですから、その制限にふさわしい相続税に関する適正評価の措置というのが入っておるわけでございます。

次に、資料4-3というものによりまして、首都圏における近郊緑地保全区域の状況についてご覧いただきたいと思っております。この表の中で、薄緑色で示しております部分が、既に近郊緑地保全区域として指定をされておる区域でございます。18地区、面積にして1万5,000haということになっているわけでございます。これは、昭和42年から52年にかけて順次指定されたものでございます。そして、この図の中で濃い緑色で示されております部分が、今回、新たに近郊緑地保全区域に指定することを検討している区域でございます。これは、検討対象としている区域の最大限ということでございますので、この範囲をそのまま指定するかしないかということではございません。この領域の中から、この後ご説明申し上げますけれども、緑地の現況などを考慮して、適切な部分を近郊緑地保全区域に指定するというふうに考えておるものでございます。

さらに、そういうことでございますので、今後の近郊緑地保全区域の指定の手續につきまして、資料4-4というものでご覧をいただきたいと思います。国土交通大臣がこの保全区域を指定しようとする場合には、関係地方公共団体、それから国土審議会の意見を聞く。そして、関係行政機関の長と協議をするということが必要となっております。また、この近郊緑地保全計画というものをさらにつくることとなりますが、この計画は、首都圏整備計画におきます、いわゆる整備計画として定めることになっておりますので、この計画自体も国土交通大臣が関係行政機関、地方公共団体、国土審議会のご意見を聞いた上で決定するということになるわけでございます。

この新規指定に関するスケジュールといたしましては、今回の分科会におきましては、まず検討内容のご説明をさせていただきます、次回分科会までに委員の皆様からご意見をいただいた上で、正式に国土審議会の意見を聞くための審議を、次回の分科会で行っていただきたいと考えております。今のところ、今年度中にもう1度、そのための分科会を開催いただきたいと思っておりますのでございます。また、この一環として、この3月、4月にかけて、一部の委員の方々に現地のご視察もいただいておりますのでございます。

以上が、制度、手續についてのご説明でございますが、順次、今回の検討対象の地域について簡単にご説明申し上げたいと思います。

【事務局】 それでは、続きまして、個別の地域について簡単にご説明したいと思います。資料は、A3でお配りしております、折り込みのある4-6から4-11というものが近郊緑地保全区域検討対象地域になっております。

最初は三富新田地域ということで、先ほどの4-3の地図を左にご参照いただきながら、適宜ご覧いただきます。三富新田地域は、有名でございますのでご存じかもしれませんが、昔から、300年前の新田の開墾といいますか、独特の地割計画というものと一緒になって特殊の循環型農業がやってきたという、人の手が入ったということで、その平地林、屋敷林、それから農地、これが一体となった、1ユニットが幾つも連なって、緑地といいますか、それと農地が近接している地域ということになります。広さは、今回の検討対象地域、対象ということで約3,200ha、川越市、狭山市、それから所沢市、大井町、三好町という5つの地方公共団体の境目に位置しているという地域でございます。

一部飛ばさせていただきます、資料4-6の2ページ目をご覧いただきたいと思えます。これは地域の現況ということで、この後ご説明します5つの地域も同様にまとめたものがございます。

左側の箱の中の、下から4行目ぐらいに緑被状況というのがございますけれども、過去40年間ぐらいで緑被率は約26%。今回、検討した地域の中でということでございます。こういった分析を、今回、この検討対象についての研究課題の中でやっております。

それからさらに次のページをご覧くださいますと、緑地の評価ということをやっております。大変恐縮ですけれども、このページの右側に自然環境の評価という3つの図が上にありまして、生物多様性保全の場提供機能、ふれあいの場提供機能、良好な景観提供機能というところが、そこにおのおのランクということで、1とか2とかいうところに黄色い色を塗っております。これを簡単にご説明したいと思います。

資料4-12を、ご覧いただきたいと思えます。A4、1枚紙のものでございます。これは先ほど、冒頭にご説明申し上げた、首都圏における都市環境インフラのランドデザインにおける自然環境の評価ということで、保全すべき自然環境というのに抽出した際に、どのように行っていったかという分析を行ったものでございます。簡単に申し上げますが、生物多様性保全の場提供というのは、その名のとおり、生物の多様性がどの程度その地域にあるか、高いかということ、地形や、それからその位置づけ、そういったものを元に自然環境基盤として一定のタイプを設定いたしまして、そのタイプごとにランクが高いとか低いとかいうのを、仮につくったものでございます。

それから2番目の、人と自然とのふれあいの場提供というものにつきましては、自然公園とか国定公園とか、どの範囲から人がそこに来られるかという、いわゆる誘致圏という概念がありますけれども、それを参考に、そのある地域がふれあい資源としてどの程度、地域の住民に対するふれあいの能力があるかというのをランキングしたものでございます。詳細については省略させていただきます。

さらに、良好な景観提供機能、3番目の○でございますけれども、人と自然とのふれあいの場と同じように、ある景観資源の、河川とかそういったものに着目いたしまして、日常的にその景観の効用を享受しているか、人数、その背景人口ですけれども、どのぐらいいるかといったようなことを評価いたしまして、ランクづけを行いました。そのランクが、三富新田の資料4-6の、先ほどの3ページ目の右上の3つの図のところのランクということになります。

それからさらに、近郊緑地保全法に照らしまして、放っておくと市街化のおそれがある地域について、保全を図るということになっているわけで、現在の状況と、それから将来的な市街化のおそれをはかりまして、現在、どのような土地の、将来にわたって計画になっているかというのを落としたものでございます。ここの図、正確にはここの法規制にな

ります。これを二元化いたしまして、都市的な土地利用とそうでないものということで色付けをしておりますので、そのものがイコール、現状というわけではございませんけれど、これによって市街化のおそれについて、仮に把握しているものでございます。

これらの情報を総合いたしまして、首都圏近郊緑地保全法によります近郊緑地保全の観点、3ページ左側のA、B、C、D、良好な自然環境を形成しているところ、住民の健全な心身の保持及び増進への寄与、公害若しくは災害の防止効果、それから市街化のおそれといった観点で、ちょっと文章としては例示的ではございますけれども、ここにまとめてみると、こういう仕組みでございます。

こういうふうにして残りの5つの地域についてもまとめておりまして、その部分の説明は省略させていただきます。これが三富新田地域でございます。

それから資料4-7に移っていただきたいと思います。同じく埼玉県見沼田圃地域でございます。ここも三富新田地域と同じく、営農法、それから一体となった緑地あるいは農地、これが良好な自然景観、自然の環境を保持している地域という形になります。ここには、中に大規模な地域として公園とか、こういったものがあります。そういう地域でございます。これについては、調査検討でいきますと2,100ha。『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』という埼玉県で提起されたところというのは、実はこの田圃の1,257haとなっています。いわゆる見沼田圃地域といった場合、そちらのほうが地域全体かと思っておりますけれども。

地域の特徴といたしましては、このように畑地と、それからその両側にあります斜面林の近郊緑地の枢要な部分としては、むしろ樹林が主でございますけれども、その斜面林が分断されつつ、あるいはある程度固まって残っていて、見沼田圃地域といわれる地域の周りに散在して残っているという、ちょっと特異な形になっております。この農地と斜面林の部分に合わせて、全体として概括しますと、このような地域が検討の対象となり得るんじゃないかというふうに考えているところでございます。それから、同じように整理しておりまして、3ページ目をご覧くださいますと、緑地の評価の視点ということでA、B、C、Dというふうにして出していただいております。見沼田圃の地域については以上でございます。

それから4-8に移っていただきまして、奈良・三輪・岡上地区ということでございます。ここから4つは主に樹林帯といいますか、森林帯と申しますか、良好な緑地の状態が比較的残っていると。その周りに住宅がある程度進んできていて、その中にポツンと残っているといった形に近い地域になっております。場所等の詳細については、先ほどの資料

4-3をご覧いただきつつ把握していただくこととしまして、3ページをやはりご覧いただきまして、緑地の評価というところで、右側、ランクは1といった感じで書いてあって、首都圏の近郊緑地の検討対象としては十分であるというふうに考えております。

省略させていただきまして、資料4-9新治・三保地区ということでございます。これについても、森林、谷戸が残っているタイプということございまして、谷戸の水田という写真が実際載っていたりしますが、良好な自然が残っているということでございます。同じように、3ページに緑地の評価というものを載せております。

それから、資料4-10岩瀬地区でございます。同様に、樹林、谷戸といった自然景観あるいは良好な自然の状態がかなり市街地の中に残っているという感じでございます。これは横に既存の近郊緑地保全区域がありますので、それと一体となった地区としてその保全を図っていくことになろうかと考えております。ランクについては、同じく3ページのほうに載せております。

それから最後に資料4-11でございますけれども、三浦半島の南端に近いところにあります地区でございます。神奈川県三浦市の中にある地区でございます。地域の現況は、ご覧のとおり、樹林の部分と家のところ、敷地といったものが合わさった地域になっております。それがこの地域の特徴となっておりますけれども、それが比較的まとまった形で残っている。北のほうには農地という状況でございます。

大変恐縮ですが、以上が簡単な各地の概要です。

それからその次の資料の13をご覧いただきたいと思っております。近郊緑地保全計画作成の方針ということで、先ほども申し上げましたけれども、近郊緑地保全区域の指定を行ったら首都圏整備計画として定める近郊緑地保全計画というのを掲げております。中に定めることは、保全区域内における行為の規制、その他当該近郊緑地の保全に関する事項、それから必要とされる施設の整備に関する事項、特別保全地区の指定の基準に関する事項、それから特別保全地区内における土地の買入れに関する事項ということでございます。

2ページからは、今申し上げた6つの地域については、保全区域を定めるに当たっての基本的な方針と、それから定めるべき内容のメインとなるものというふうに考えられるものを挙げております。内容は、おのおの、先ほど申し上げました地区の特徴その他を活かしまして、その特性に応じた保全計画を定めるということを考えておりまして、それを引き継いだ形でこの中に載せております。この方針に基づいて指定のための検討と同時に、これらの内容を検討していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありましたように、今回の分科会につきましては検討対象地域と、それから保全計画の中身、これについてご意見をお伺いし、そしてこれを事務局のほうでさらに、そのご意見に従ってまとめまして、次回の分科会におきまして当分科会の意見をまとめていこうということでございます。本日の分科会が開催される前に、この検討地域6カ所ございますけれども、この6カ所につきまして、委員の中の数人の方に事前にこの対象地域の現地をご視察をいただいております。したがって、そのご視察のご感想も含めて、ただいまからご意見をいただきたいと思っております。実際、現地をまだご覧になってない方がたくさんおられると思いますが、まず現地をご覧になりました、三富新田と、それから見沼田圃をご覧になった黒川委員、何かご意見ありましたらお願いします。

【黒川委員】 この近郊緑地保全の制度をうまく使って、確かに三富も見沼も、だんだん経済効率という観点でいくと、ほうっておくとなくなってしまう。例えばさっきの三富新田でいくと、自分の農家と次の畑地はいいんですけども、あとの林の部分の使い勝手が何もなくなると、経済的にその農家は困ればそこを売って、例えば流通業の倉庫になってしまうとか、下手するとそういう形で。実は江戸時代から、それ3つがあるから循環型の生活ができてきた。というところを守っていくというのは非常に大切なことだというふうに思ってますし、見沼のほうについても、あそこはずっと埼玉県があって、地元と見沼三原則という形でやっぴながら、やはり今までの首都圏の経済が拡張していくという中では、少しずつ侵食されていってしまった所を、やはりいろんな意味で大切に保全しなければいけないという理由と、先ほどからあったように、今後の首都圏のグランドデザインですかね。今から、多分、先ほどから先生方からもご指摘がありましたけど、首都圏の将来を考えていくときに、今はまだ拡張に次ぐ拡張といったのが、今後は多分、人口的にいくと縮小していくという時代に、ああいう所をどういうふうにするかということと同時に、今まで遠くといいますか、東京、それから遠い所ではだんだん人口の減少なり高齢化がすごく進んでしまうというときにどうするかという課題を考えると、そういう所はなるべく先に保全をできるなら、していったらいいのではないかというふうに、私は印象を持ちました。以上でございます。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。それじゃ、その次に岩瀬地区と、それから小網代地区につきましてご視察いただきました加藤委員と、それからクリスティーヌ委員のご意見をそれぞれお願いします。

【加藤委員】 今回の黒川委員と同じような感想を持ちましたので、繰り返しは避けたい

と思いますけれども、特にこの両地域を見た場合に、ここにも、3ページのところ、資料4-13にも書いてありますけれども、環境教育とか、あるいは景観そのものを味わうといえますか、そういう意味合いというのは大変ある場所だろうなど。特に小網代はアカテガニというんですか、その産卵が見られるということで、こうしたものを残しておくということは非常に意味のあることだろうというふうには思いました。

ただ、感想としては、単に保全をしていく。保全をするだけでも人手も要るし、私もそんなに詳しくはないんですが、干潟を維持をしたりしていくためには、その周辺の環境というのを整備をしていかないと干潟でなくなってしまうというようなこともあると思いますので、それを維持をしていくための見通し。ここはNPOというか、現地のNGOの方がいらっしゃるというので、それは今のところはいいいんでしょうけれども、岩瀬地区なんかで言えば、それがどういう形で地元の人たちが保全をしていってくれるのか。特に里山の場合は、人の手が入らないとだめになるということだと思いますので、その辺の見通しが必要なんだろうと思いました。

最後に、最初に言ったことと関連するんですけども、こうしたものを単に指定するだけじゃなくて、活用していくためにはアクセスの仕方といえますか。両地域とも交通の便はそれほどよくなさそうにも見えますので、例えばこの周辺の方々が行くだけならいいんですけども、少し遠方から見にいきたいというような場合に、果たしてどういうことになるのかなというのは思いましたが、その場合に、道路や駐車場のようものを仮に整備すると、かえって環境が破壊されるというようなことがないように、もう少し広域の見方が必要のかなと。

それから、ここは少し離れるんですけども、先ほどの全体図なんかを見ますと、私は実は個人的には川とか何かを、ジョギングをしたり自転車で走ったりするんですけど、遊歩道や自転車道が途中で切れてしまっている所が結構あるんですね。せっかく走っていても、どこかで走れなくなってしまうということもありますので。特に国が見る場合には、せっかくのものでありますから、少し広域に見た場合のつながりというようなものをどういうふうにしていくのかというような視点も、ぜひ持っていただきたいなというように思います。以上でございます。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。クリスティーヌさん。

【マリ・クリスティーヌ委員】 今、お話しされたことと似たようなことなんですけれども、今回行きましたときに、私も神奈川県の上野原町に住んでますので、近くにあるので、このように保全していただけることはすごくいいんですけども、今回感じたことが幾つ

かあったんです。

1つは、今の小網代のように自然がたくさん残っている所ですと、もちろんそれは保全すべきであるわけですし、むしろ建物とかそういうものは、そこにある建物の撤去をして、ほんとうの意味でのコンサーベーションというものを考えなければいけないという部分と、あと、この全体の近郊緑地保全地域ということを考えるときに、この地図を見てみると、結局、東京というか大都市のための、これはバッファーになっていて、じゃあ、周辺に住んでいる方々の生活というものを考えるときに、彼らの、結局、利益というものを考えてないと思うんですね。

利益を考えないというのは、こういうバッファーになってくれて緑があるからこそ都市が生きていけるわけで、ヨーロッパや欧米の街並みがきれいだったりとか景観がきれいであることは、都市が終わった所から緑があって、その緑がずっと続いて、またそこから都市が始まるというところが、きっと皆様方が海外に行かれるときに美しい風景だなと思える部分であって、日本の場合は、都市が始まって、それでしばらくちょっと建物がなくなったり薄くなったかなと思うと、また建物がワッとあってまた次の街が始まるという、ずっと続きの連鎖的な形での大都市になっているわけなんですね。

こうやって周辺地域の10ページにあるこれを見てみると、結局、東京湾の周辺に住んでいる方々のために緑を保全するのならば、むしろ、緑の保全として指定された地域の中で、先ほどお話があったように優遇をするとか、土地建物とかというものに相続税をつけていくとか固定資産税をつけていったときに、建物が建っている面積だけにもし税金をかけたりするのならば、緑を増やしておこうと。この三浦半島地域は別荘地が非常に多かったわけで、そこに昔からある300坪とか400坪、500坪の土地が、それが緑になってそのまま保全されてきたからこそ緑が残っているわけで、遺産相続で再分割されてしまうと、その緑もなくなっちゃうわけなんですね。都会の中もそうですし、例えば今まで日本の緑というのは、ある意味では神社とかお寺さんがつくってくれていた緑がたくさん周辺にあって、そういうものもきちっと守っていかなければいけないわけですけども、都市の中にあるこういうお寺さんにしても神社にしても、どんどん切り売りされたりとか、または緑がなくなってしまっていると。

だから、むしろこうやって緑を保全するということは、ある一定区域をもし指定したのならば、その指定されたところでもともとから住まわれている方々が相続したときに、再分割をしなくてもいいような状況をもっときちっとした形でつくられることにおいて、再分割したらそこで税金をかけると。だから、もうちょっと我慢して私たちが緑を残しながら

ら、土地建物だけに課税があるのならば、それならばいいだろうと。むしろ大きい敷地の面積の中に小さなお家があるのならば、それを例えばアスファルトにして駐車場にしたら、そこから課税すると。だけど緑を残して、そして大勢の方々が楽しめる、またはそこであやかれるような緑にするならば、これは社会にとっての一つの資本でもあるわけですから、そういう所をもっと優遇というか、それをプラスにしてさしあげるといふこと。自分たちの社会貢献としてそれを認めてさしあげるといふような何か装置とか仕組みをつくっていってこれれば、おそらく緑というののもっときちっと守られ、そしてなおかつそれがまた増えていくのではないかなと思うんですね。

ですから、保全をするということの、大都市整備ということの中から見ますと、もちろん大都市を守っていくためにはこういうバッファー、緑のグリーンベルトがあることはいいことではあるんですけども、そのグリーンベルトと指定されている所に住んでいる方々は、じゃあ、どうやって自分たちのもともとの財産とか自分たちの生活をどう守られるのかということも、ぜひ考えてほしいなと思うんですね。

【杉岡分科会長】 どうもありがとうございました。

あと残りの2地区、奈良・三輪・岡上地区、それから新治・三保地区、この2カ所ですが、これにつきましては私が現地を見ましたんですが、この地域はJR横浜線、それから田園都市線、それから小田急線と、3つの線路に囲まれた地区で、これは放っておきますと貴重な緑地が損なわれる危険性が非常に強いところでございます。したがって、ぜひ近郊緑地の制度を活用すべきじゃないかなと思っております。

ただその場合に、国だとか県市の地方公共団体だけがこういう緑地保全をするんじゃないかと、幸い、NPOを今後活用するような法律が通ったようでございますので、NPOを活用しながら緑地保全を進めていくというふうに、ぜひ保全計画を立てていただきたい、こう思っておる次第です。以上でございます。

そのほかに、今回の緑地保全につきましてご意見がございましたら、お願いします。

【大島委員】 一言いいですか。

【杉岡分科会長】 どうぞ。

【大島委員】 大島でございます。これはこれとしてよく理解できるんですが、私自身、先ほどのご報告を聞いてちょっと気になるのは、このままほうっておくと市街化の恐れがあるという文言が随分出てまいりました。今回は幾つかの所が指定されると、それは保全されるのかもしれませんが、指定されない所は市街化になっちゃうという、この仕組みが私は基本的に間違えているんじゃないかと思うんですよ。国が指定すると市街化が防

かれるけれども、国が指定しない所、例えばこのほかにもたくさんあると思うんですね。そこら辺はもう市街化になっちゃってもしようがないんだという、そんな感じも受けるんですね。

じゃあ、何のために都市計画があるのか。ほうっておくと何か市街化になっちゃうという、その基本的な考え方に何か間違いがあるんじゃないかと思うんですよ。私たち、この国土審議会で指定する所は守られるけれども、指定しない所はもうしようがないんだという、逆に言うとそんな感じもするので。ここはこことしていいんでしょうけども、そのほかにもひょっとしたらいい所がたくさんあるかもしれんけども、そこはどうなのか。

【杉岡分科会長】 今の大島委員の意見に対して、事務局のほうから。

【加藤官房審議官】 先ほどの私の説明が少し不足だったかもしれませんが、あるいはもう先生、十分ご承知のことかもしれませんが、相当程度のまとまった緑がございまして、それで先ほど黒川委員からもご発言がございましたとおり、そのままにしておく、例えば黒川委員は先ほど流通基地とおっしゃいましたけれども、そういったものがその緑地の中に入り込んできてしまう、そういう懸念があるというような場所を今回指定して保全しようということでございまして。ですから逆に申しますと、特にそういう国が区域を指定をしなくても、あまりそういうおそれがないと思われるような緑地については、まとまった緑地であっても、わざわざそういう私権の制限につながるような区域の指定はしないというのが、基本的な考え方としてございます。

ただ、もちろん先生ご指摘のように、ほかにももし区域の指定をして、あるいはまとまった緑をそうやって積極的に残していくべき地域がございましたら、そこはフォローアップをしてさらに指定をしていくとか、そういったことに努めていく必要があるというふうには思っております。

【大島委員】 私が言ってるのは、要するに街でいえば、田んぼとか畑がつぶされてパチンコ屋ができるわけです、よく。一体これは何なんだと。それで道路わきには自動販売機がどんどん設置されてね。だから、ほとんど自由に土地利用を放置しているものが問題なのではないかと考えます。これは全体的な問題だと思うんですが、そこら辺、もう1度考える必要があるのではないのでしょうか。パリの街はなぜ都市部を離れると突然畑地が広がり、道路のわきには自動販売機も何もない、お店屋さんもない、ただ農地だけが広がっている。ああいう景観を日本でも作れないものか。だから、これはこれとしてわかりますが、日本の土地利用あるいは都市計画というものについて、基本的なところが何か間違えてるんじゃないかという事を指摘しておきます。

【杉岡分科会長】 そのほかに何かご意見ございますか。時間もまいりましたんですが、それではこの件につきましては、今回は対象地域等につきましてのご意見をいただきまして、これを今後事務局でまとめまして、次回の分科会におきましてご審議をいただきまして、そして次の分科会での意見というふうにしたいと思います。議案の第2は以上でございます。

それから次に、議案第3の報告事項といたしまして、平成15年度の首都圏整備に関する年次報告がございますが、もうあまり時間がございませんが、もし事務局のほうから説明ありましたらお願いします。

【小橋大都市圏計画課長】 白書が資料としてついておりますので、読んでいただければ結構だと思っておりますが、1点だけ。5-2という資料の3枚紙の一番最初に、かつては人口が非常に広いエリアで増えていたのが、どんどん人口増加のエリアが小さくなってきているといった図がついております。今、大島委員からご指摘があったように、むしろそういった、かつて開発されたけども、今度は逆にそういった所がどんどん空いていくといった状況が生じてくる可能性が非常に高いと思っておりますので、そのときにまた緑地への転換とかそういったことを考えていく必要があると思っております。以上でございます。

【杉岡分科会長】 以上、よろしゅうございますか。

それでは、国土審議会第八回首都圏整備分科会をこれで終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

— 了 —